

第30回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第30回定例会 令和元年9月30日

開会 13時30分 閉会 16時30分

出席委員 (23名)	会長小林茂徳	会長代理依田繁二
	1 山崎正勝	1 4 依田隆喜
	2 白倉令子	1 5 小林健治
	3 小川高史	1 6 青木二巳
	5 小山睦夫	1 7 小林勝元
	6 片十郎	1 8 清水洋
	7 成山喜枝	推進花岡幹夫
	8 齊藤敏彦	推進荻原薫
	1 0 柳澤多久夫	推進佐藤富士夫
	1 1 荒木稔幸	推進竹内芳男
	1 2 渡邊幹夫	推進渡邊重昭
	1 3 小山肇治	

議事録署名委員	1 3 小山肇治	1 4 依田隆喜
---------	----------	----------

出席職員 (5名)	農業委員会事務局
	事務局長 関 博一
	事務局次長 織田 秀雄
	事務局 笠井 昌鷹
	事務局 河口 晋也
事務局 堀場 亜紀	

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号	農用地利用集積計画について
	報告第1号	農地法第4条の規定による届出について

第4回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第30回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。いよいよ収穫の秋を迎えましたが、天候にも恵まれて農作業も順調に進んでいるのではないのでしょうか。

台風15号により千葉県の方が大変大きな被害にあわれたこと、心よりお見舞い申し上げます。ここ2、3日を見ていると台風18号が発生して沖縄付近を北上して来ているようで、気になるところです。

さて、何かと忙しい時期ですが、先日の巨峰まつりはお疲れ様でした。2日間とも完売で大盛況でした。来月、火のアートフェスティバルがありますが、6期の委員さんの最後の大事な仕事ということで、心を込めて焼いていただきたいと思います。10月、11月とイベントや研修などたくさんありますが、万障お繰り合わせの上、出席をお願いしたいと思います。

それでは、本日の議事録署名委員の指名についてですが、13番の小山肇治委員と14番の依田隆喜委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。

図面の1ページをご覧ください。3条の1と5条の計画変更1は関連していますので、一括で説明させていただきます。

番号1、〇〇です。〇〇集落の東にある農地です。まず、議案の4ページをご覧ください。5条の計画変更1になります。当初、〇〇の〇〇さんが昭和〇〇年に住宅敷地として5条の農地転用許可を受けたのですが、都合により住宅は建てられておらず、転用目的が達成されないまま現在に至っております。〇〇さんは亡くなられて、現在は奥さんの〇〇さんが相続し、所有されています。そのような中、この農地の近くに住んでいる譲受人が、農業をやりたいということで所有権が移転するものです。まず、5条の計画変更1で住宅敷地から農地へ変更をします。2ページをご覧ください。農地へ変更後、3条で譲渡人から譲受人へ渡されるということです。ジャガイモ、ニンニク、ネギなどの野菜を作付けする予定です。譲受人の自宅から近いため、問題ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇です。図面は2ページになります。旧有料道路の〇〇信号を下ったところにある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇に住んでいますが、この農地の隣地に実家があり宿泊等をしながらクルミやソバ、ジャガイモを営農しています。今回、営農規模を拡大するということで譲り受けるものです。タマネギなどの野

菜を作付けする予定です。譲受人の耕作している畑が隣地にあり一体として耕作ができること、自宅から車で〇〇分ということで通作距離も適当であるため、問題ないと判断しました。

続きまして番号3、〇〇です。〇〇の〇〇池の南にある農地です。この後、第3号議案で住宅敷地への転用で審議いただきますが、譲受人はこの農地の隣地に住宅を建築する予定ですが、その隣地を農地として譲り受けたいというものです。譲受人は定年を迎えており、農業に興味があるということで、住宅予定地の隣地を営農目的で譲り受けるものです。ジャガイモ、トウモロコシなどを営農する予定です。譲受人は、実家が農家で農業にも関わったことがあり、譲渡人からも農業の指導を受けてやっていくということです。譲受人の自宅の隣地ということで近いため、問題ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、5条の計画変更1と関連がありますので、併せて片委員より説明をお願いします。

片委員

お願いします。地図の1ページをご覧ください。浅間サンラインを北側に〇〇メートルくらい上がったところにT字路があります。〇〇メートルくらい行き、左折したところに〇〇があり、北に〇〇メートルくらい行くとまたT字路があります。右に〇〇メートルほど行くと申請地になります。3条の1と5条の計画変更1は関連していますので、一括で説明させていただきます。はじめに5条の計画変更1の説明からさせていただきます。譲渡人は現在、〇〇に住んでおりますが、旧東部町に移住をしようと昭和〇〇年に住宅建築で5条許可がございましたが、都合により住宅建築は出来ませんでした。夫も他界し、そのままになっていたということです。

続きまして、3条の1の説明をします。譲受人は近くに住んでいて数年先には定年になるため、農業をやりたいということで、宅地を農地に戻して譲り受けるものです。実家の農業を手伝いながら〇年の農業経験があるそうです。特に問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件についてですが、まず5条の計画変更1から審議させていただきます。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(山崎委員挙手)

山崎委員、どうぞ。

山崎委員

所要面積ですが、当初と、変更後が違いますが、これはどういうことで

すか。

事務局 昭和〇〇年に国土調査が入りまして、正式に測量した結果、このようになったということで面積が変わっています。

山崎委員 わかりました。

議長 ほかに何かありますか。特にないようですので裁決に入ります。5条の計画変更1の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 お願いします。資料の2ページをご覧ください。〇〇区を〇〇の方に下って、三叉路の左側の農地です。譲受人は実家の隣で農業をしていますが、機械が入りにくくて困っていたところ、譲渡人からの申出があり、応じたものです。耕作もするということで問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件につきまして、白倉委員より説明をお願いします。

白倉委員 お願いします。資料の3ページをご覧ください。県道丸子北御牧東部線を〇〇の方に行きまして、最初の集落の手前に〇〇池があります。その南側が申請地です。譲渡人は高齢で農作業が出来ていない状況です。譲受人

は家を建築するにあたり、農業もしたいということで、譲渡人に申し入れ
応じてもらいました。問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願
いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につ
きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛
成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について事
務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、説明します。
番号1、〇〇ほか〇筆です。図面は5ページをご覧ください。〇〇団地の
西側にある農地です。貸駐車場敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。
隣接の工場の増設により従業員駐車場が不足との要望を受け、貸駐車場と
するための申請です。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、
転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇ほか〇筆です。番号1の隣接地になります。貸
駐車場敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。番号1案件と同じく、隣
接の工場の増設により従業員駐車場が不足との要望を受け、貸駐車場とす
るための申請です。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転
用はやむを得ないと判断しました。なお、申請地の下側に既存の駐車場が
あり、そこからの拡張ということで道路から接道をとっています。以上で
す。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1
と番号2は関連していますので、一括で説明していただきます。担当の花
岡委員より説明をお願いします。

花岡委員

説明させていただきます。番号2、番号3は関連していますので、併せ
て説明させていただきます。以前からあります〇〇の駐車場より西側が申
請地です。番号1の申請人ですが、高齢のため農業が出来ず、農業をする
方に貸していたのですが、現在は借り手はおらず、たまに草刈をしている
状況でした。番号2の申請人ですが、退職後農業を始めたのですが、この
申請地では特に耕作をしていませんでした。今回、〇〇の従業員駐車場が
不足との要望を受け、貸駐車場とする申出に応じました。特に問題はない

と思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。一括審議ということで、番号1、番号2の案件につきまして、意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、説明いたします。資料の4ページをご覧ください。計画変更2と番号1は関連していますので、一括説明いたします。図面は7ページをご覧ください。○ほか○筆で、計画変更です。国道18号線の○○の北側にある農地です。計画変更申請で、駐車場敷地の申請です。譲受人は○○で○○業などを行っている業者です。譲渡人は○○の方です。当初は譲渡人が昭和○○年に住宅敷地で許可を受けたのですが、所有権移転後に病気になり、現在に至るまで通院生活となりました。今年に入り、隣接地所有者の譲受人に譲渡を申出たところ、譲受人も隣接地の事務所及び貸家の駐車場が不足しており、譲渡人の申出を受諾したため、内容変更をするための申請です。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、変更申請の承認は問題ないと判断しました。なお、計画変更の当初面積と変更面積の差は、昭和○○年に国土調査が入ったことによる修正の差です。

続きまして番号2、○○、所有権移転です。図面は9ページをご覧ください。浅間サンラインの○○信号付近にある農地です。資材置場、駐車場敷地の申請です。譲受人は○○で○○業などを行っている業者です。譲渡人は○○の方です。譲受人は隣地の本社工場が手狭になり、事業拡大のため、資材置場及び社用車用駐車場を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号3、○ほか○筆、所有権移転です。図面は、11ページをご覧ください。主要地方道真田東部線の○○入口から○○メートルほど北にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人が○○で○○業を行っている業者です。譲渡人は○○の方です。譲受人は隣接地の会社の来客

者用駐車場が不足しているため、駐車場を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は令和元年8月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号4、〇〇、賃借権設定です。図面は13ページをご覧ください。しなの鉄道〇〇駅の北西にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇名おり、〇〇の方と〇〇の方です。譲受人は隣接地の事業所の事業拡大に伴い、駐車場用地として利用するものです。申請地からおおむね300メートル以内に鉄道の駅がある第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号5、〇〇、所有権移転です。図面は15ページをご覧ください。〇〇から〇キロメートルほど西南にある農地です。住宅敷地の申請で、追認案件です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人が平成〇〇年に設置した合併浄化槽が、昨年隣接地の境界測量を実施した際に、申請地に超過して建築されていることが判明したための申請です。なお、申請地は令和元年8月に農振除外済みです。第1種農地ですが、拡張面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号6、〇〇、所有権移転です。図面は17ページをご覧ください。〇〇公民館から〇〇メートルほど北にある農地です。住宅敷地の申請で、追認案件です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人が平成〇〇年に設置したコンクリート擁壁が、平成〇〇年の道路拡張工事に伴う境界測量により申請地に超過して建築されていることが判明したための申請です。なお、申請地は平成31年4月に農振除外済みです。第1種農地ですが、拡張面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号7、〇〇、所有権移転です。図面は3ページをご覧ください。3条の番号3の隣接地です。〇〇公民館の東側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は絵画制作のためのアトリエを兼ねた住宅を新築したいとのことです。なお、申請地は令和元年8月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号8、〇〇、所有権移転です。図面は19ページをご覧ください。主要地方道諏訪白樺湖小諸線沿いの〇〇との境付近にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇で〇〇業を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地の隣接地の事業所で駐車場が不足しているため、駐車場を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は令和元年8月に農振除外済みです。第1種農地

ですが、拡張面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号9、〇〇ほか〇筆、所有権移転です。図面は21ページをご覧ください。浅間サンラインの〇〇信号から〇〇メートルほど北にある農地です。住宅兼〇〇敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇名おり、〇〇の方と〇〇の方です。譲受人は譲渡人の内の〇名の養子の息子になります。譲受人は、現在〇〇で〇〇として勤務していますが、独立して〇〇を開業するための申請です。なお、申請地は令和元年8月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号10、〇〇、賃借権設定です。図面は23ページをご覧ください。県道御牧原大日向線の〇〇バス駐車場の北にある農地です。太陽光発電施設敷地の申請です。譲受人は〇〇で〇〇業などを行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は休耕地となっている申請地に太陽光発電施設を設置したいとのことです。パネル枚数は〇〇枚、発電出力は〇〇キロワットです。配置は図面24ページをご覧ください。なお、申請地は令和元年8月に農振除外済みです。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更の2と番号1につきまして、担当の佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員

説明させていただきます。地図の7ページをご覧ください。申請地は〇〇があった付近です。譲渡人は定年後に奥さんの実家のあるこの地に移住したいと考え、住宅敷地として許可を得たのですが、旦那さんが病気になり通院生活となりました。久しぶりに奥さんがこちらの土地に来たところ、周りに住宅が出来ていて以前と変わってしまったということで、今年に入り隣接地所有者の譲受人に譲渡を申し出たところ、駐車場が不足していたので駐車場にするということで応じてもらいました。問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更の2と番号1の案件につきまして、一括審議をさせていただきます。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。計画変更の2と番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員

説明させていただきます。地図の9ページをご覧ください。浅間サンラインの〇〇信号付近の農地です。譲受人の工場が手狭になり、資材置場、駐車場に使いたいという申出に、譲渡人は応じたものです。問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件につきまして、小川委員より説明をお願いします。

小川委員

説明します。地図の11ページをご覧ください。旧菅平有料道路入口から、〇キロメートルほど上がったところになります。譲受人の〇〇は製造業向けに機械・工具を扱う商社です。申請地の北側に社屋や展示場、駐車場があります。年数回行われる展示会の際、来場者の駐車場が足りないということで、今までは近隣の空き地を借用していましたが、その確保も難しくなってきたため、隣接地を駐車場にしたいということです。交通渋滞解消や来場者の安全性確保ができ、譲渡人も耕作しておらず荒廃地化となっていたため、申出に応じました。問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件につきまして、小川委員より説明をお願いします。

小川委員

説明します。地図の13ページをご覧ください。場所は〇〇駅から西へ〇〇メートルくらい行ったところにあります。譲受人は申請地の南に隣接

する敷地で〇〇を営んでおり、事業拡張に伴い申請地を賃貸借により駐車場にしたいということです。譲渡人も申請地で耕作はしておらず、休耕地状態になっていることから譲受人の申出に応じることにしました。特に問題はないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件につきまして、渡邊重昭委員より説明をお願いします。

渡邊委員

説明させていただきます。図面の15ページをご覧ください。県道立科小諸線を下ってきますと〇〇があり、〇〇の方に行きますと〇〇があります。譲渡人の〇〇さんが昨年〇〇と〇〇を購入して、測量をしたところ、譲受人の合併浄化槽が譲渡人の土地に超過していることが判明しました。譲渡人は譲受人に譲渡することにしました。問題ないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号6の案件につきまして、片委員より説明をお願いします。

片委員

よろしく申し上げます。地図の17、18ページをご覧ください。場所は〇〇地区になります。祢津線を下ると浅間サンラインがあります。その交差点を北側に〇〇メートルほど行った右側のところになります。雨が降るたびに譲渡人の土地、〇〇に泥水が流れ込むために平成〇〇年に話し合い、譲受人の土地、〇〇と譲渡人の土地、〇〇の境界にコンクリート擁壁を設置しましたが、平成〇〇年の道路拡幅工事の際の境界測量により、申請地に超過されていることが判明し、譲渡人は譲受人の求めに応じました。問題はないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようです。裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号7の案件につきまして、白倉委員より説明をお願いします。

白倉委員 お願いします。地図の3ページをご覧ください。3条の3案件の隣接地となります。場所は〇〇の集落の手前の〇〇池の南側にある農地です。絵などを描くアトリエを兼ねた住宅を新築したいということです。問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようです。裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号8の案件につきまして、小山睦夫委員より説明をお願いします。

小山委員 説明します。図面の19ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇方面に向かい、右側の運送会社付近の農地です。大型トラックの駐車場が不足しているための申請です。近隣にも説明はしてあるため、問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようです。裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号9の案件につきまして、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員 お願いします。図面は21ページをご覧ください。柵津線と、湯楽里館

へ行く交差点を少し上ったところです。現在、譲受人は〇〇で〇〇をしています。独立して〇〇を経営する土地を譲り受けたいということで、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。譲受人は譲渡人〇名の婿養子です。〇〇歴〇〇年の経験を生かして地域による〇〇業の発展に貢献したいということです。妻も〇〇で〇〇年〇〇の〇〇として働いていました。ワンランク上の接客技術が提供できるのではないかとということです。来年〇月にオープンをしたいということです。問題はないかと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号10の案件につきまして、清水委員より説明をお願いします。

清水委員

お願いします。資料の23、24ページをご覧ください。〇〇から〇キロメートル行き、右に〇〇の工場がありますが、それを左側に〇〇メートルほど入った農地です。昨年〇〇と〇〇は1枚の畑でしたが、〇〇には太陽光発電施設が入っています。申請地は傾斜がひどく耕作するには難しいと思うので、太陽光発電施設にするのはやむを得ないかなと思います。周りの方にも説明済みです。問題ないかと思しますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農用地利用集積計画の9月分について説明します。資料の7、8ページをご覧ください。こちらが通常の利用権設定になります。8件、27筆、合計27、268平方メートルです。

続きまして9ページをご覧ください。中間管理事業制度を利用した利用権設定になります。4件、9筆、合計17,788平方メートルです。

続きまして10ページをご覧ください。所有権移転になります。1件、1筆、1,041平方メートルです。以上です。

議長

ありがとうございました。議案第4号、農用地利用集積計画につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして報告第1号、農地法第4条の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第4条の規定による届出について、1件報告させていただきます。〇〇です。図面は25ページをご覧ください。〇〇公民館から〇〇メートルほど東にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地〇〇平方メートルの内、〇〇平方メートルの届出になります。以上です。

議長

ありがとうございました。報告第1号、農地法第4条の規定による届出について説明をしていただきましたが、ご理解をよろしくをお願いします。

続きまして第4回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第4回農業経営改善計画認定審査会について、説明させていただきます。3件あり、番号1の〇〇さんは更新の方です。番号2の〇〇さんは、新規で〇の方です。生食用ブドウをやられていて平成〇〇年に新規就農として始めて、今年度で〇年目になります。〇〇で里親研修を行っています。番号3の〇〇さんも新規で〇の方です。リンゴをやられています。平成〇〇年に新規就農として始めて、今年度で〇年目になります。〇〇さんは〇〇里親研修を経て、東御市で就農をしています。認定農業者である〇〇さんのお父さんの圃場も引き継いでいくということです。

番号1、〇〇さんの申請について、1から4ページをご覧ください。巨峰をメインとして、水稻、小麦、大豆の複合計営をされています。5年後の経営面積は〇〇アールから〇〇アールに巨峰メインで広げていく計画です。借入地を増やし、トラクター〇台を大型にし、田植機も〇条から〇条にし、生産施設も〇棟から〇棟へ増やす予定です。目標達成するために、

持続可能な農業の実践ということで、引き続き家族の労働力で経営していくということです。お母さんも高齢となっておりますが、機械化により負担を減らしていきたいという計画です。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当の荻原委員より補足説明をお願いします。

荻原委員 〇〇の方で、〇〇副組合長もされていて、若手のリーダー的な存在の方です。無農薬野菜をやられていて、お客さんがたくさんいるということです。地元でも期待されている農業経営者だと思いますので、応援していきたいです。以上です。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。家族経営で順調にやられているということで喜ばしいことです。若手で期待されているということで、今後も頑張っていたきたいと思えます。

 続きまして番号2、〇〇さんの申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 番号2、〇〇さんの申請について、5から8ページをご覧ください。現在、〇〇アール経営されていますが、5年後には〇〇アールにしていく計画です。新規就農者ということもあり、面積の確保について大丈夫か確認するなかで、メインは〇〇の西側のハウスで直売をしています。借入地はすでに〇〇アールあるので、基本的にはそちらへ新植して作付面積を広げていく予定です。積極的に新しい国の事業の活用に興味を持っていて、パイプハウスも〇棟から〇棟に増やすということです。現在、有核巨峰が多いのですが、5年後には有核、無核を同じくらいにし、品種もシャインマスカットやクインルージュを拡大していく予定です。目標を達成するためにとるべき措置として、ハウスの新設がありますが、労働力の確保が必要となります。奥さんは〇〇で働いているので、臨時雇用の人数を増やすことで労働力を確保して対応していきたいということです。

議長 ありがとうございます。それでは担当の荒木委員より補足説明をお願いします。

荒木委員 お願いします。〇〇さんは〇〇出身で、長野県に来て〇〇にある高原野菜の会社で約〇年間勤めました。それから〇〇市の〇〇さんで〇年勉強したということです。自分でブドウ畑を借りて、ブドウを作り始めたそうで

す。シャインマスカットやナガノパープル、新品種のクインルージュの拡大をしていきたいそうです。近代資金を活用してハウスの新設を行うそうです。建てる土地は借りるのですが、ゆくゆくは買って自分の土地としたいということでした。労働力は臨時雇用の方で確保するそうです。とても熱心に取り組んでいまして、地域の農地を荒らさないようにしたいということでした。

議長

ありがとうございました。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。とても熱心に取り組んでいるということで、今後も頑張ってくださいと思います。

続きまして番号3、〇〇さんの申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

番号3、〇〇さんの申請について、9から12ページをご覧ください。果樹一本で農業経営を行っています。高密度栽培を進め、低コスト化に取り組んでいます。農業経営規模の拡大に関する目標として、現状は〇〇アールで5年後には〇〇アールとなっていますが、すでに認定農業者としてやっているお父さんの経営面積をそのまま引き継いで、一緒にやっていくということです。借入地がととも増える計画となっていますが、お父さんから土地を借りてやっていくということでこの数字となっています。それに伴って生産量も増えるなかで、加工品のジュースやシードルの原料供給にも取り組まれていて、拡大していく計画です。基本的には新植圃場と成園圃場でやるのですが、改植圃場を増やしていく計画です。選別等ができる機械を導入したので、あまりプロの知識がないアルバイトの方でもできるようになり、大規模化に向けて着々と準備されています。現在、〇〇さんは一人で働いていますが、5年後までにはご両親と奥さんも合流して、臨時雇用の方も〇人増やしていく計画です。

議長

ありがとうございました。担当の荒木委員より補足説明をお願いします。

荒木委員

お願いします。〇〇の〇〇で〇年勉強して、〇〇市の里親研修でリンゴ栽培を〇年勉強し、家に入ったそうです。この辺りでは一番大きいリンゴの経営をしていると思います。長野県農業士という資格を持っていて、これを活用し横との繋がりを増やしていきたいそうです。また、雹害を防ぐため、畑全体にネットが張ってあるそうです。リンゴ作りを一生懸命やられていて、応援したいと思います。

議長

ありがとうございました。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお

願います。リンゴ一本でやられているということですが、雹害対策など
きちんとしているようですので、今後も頑張ってくださいと思います。

特にないようですので、議事を終了します。慎重審議へのご協力、あり
がとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆でお願いします)